

新型コロナウイルス感染拡大の防止と併せて雇用と事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

1. 補正予算計上額

1.5兆円（うち地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

2. 所管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。

即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付*。

(3) 交付限度額 : ① 感染症対応分 (0.5兆円)

(地方単独事業分) 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 地域経済対応分 (0.5兆円)

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

*協力要請推進枠の地方負担分が一定額を上回る地方公共団体については、「即時対応分」を活用して追加的に支援。

4. 使途（即時対応分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

*中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

令和3年2月16日 衆議院財務金融委員会議事速報（未定稿）

○階委員 いや、もう一回確認しますよ。

この書面に書かれてあるとおり、裁判においては、赤木ファイルを出しても結果に関係ないから、だから出す必要がないと言っているわけですよ。つまり、裁判に影響がないということはこの準備書面で言っている。

裁判に影響がないんだったら、先ほど近藤長官が言ったように、国政調査には応じる義務があるんじゃないんですか。裁判に不当な影響を及ぼす場合に限って提出を拒み得るんですよ。さっきの近藤長官はそうおっしゃっていたでしょう。だったら、ここに出してくださいよ。矛盾しているじゃないですか。国政調査権を踏みにじるようなことを皆さんはやるんですか。国会の権威を踏みにじるんですか。出してください。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほど令和三年十二月二日に裁判所に提出したと申し上げましたが、令和二年の誤りでございました。ここで訂正をさせていただきたいと思えます。

その上で、御質問でありますけれども、お答えでありますけれども、予備的調査につきましては、これは私ども、衆議院のウェブサイト等で確認しておりますけれども、議院の国政調査権に基づく調査そのものではなく、これを補完するものであって、その調査協力要請は強制にわたるものではないという説明がなされていると承知しております。

その上で、予備的調査は国政調査権を補完するものでありますので、私どもとしてはこれに可能な限り協力すべきものであると考えておまして、こうした観点から、先般御要請をいただきました大変多岐にわたる資料について、合計百三十名の職員に対して必要な資料探索等の確認を行うなど、できる限りの協力をさせていただき、大部の資料を提出させていただきました。

御指摘のファイルにつきましては、先ほど来お答えしておりますように、現在係属中の国家賠償請求訴訟におきまして求釈明事項の対象となっており、また、文書提出命令の申立てもなされておりますので、訴訟に関わるということで、従来から回答を差し控えさせていただいているところでございまして、この点、御理解をいただきたいと思います。

○階委員 裁判で言っていることと国会に対して言っていることが矛盾しているんじゃないですかと言っているわけですよ。

裁判では、裁判に影響を与えないから出す必要がないと言っておきながら、国会では、これを出すと裁判に不当な影響が及ぶということを理由に出していない。どっちなんですか。出すことは裁判に影響があるのかどうか、どっちなんですか。端的に教えてください。

○大鹿政府参考人 この裁判におきましては、私どもは被告という立場で、裁判の一当事者でございます。その中で、私ども、原告側の主張に対しまして、必要と思えますところの主張をその都度させていただいてきております。

まだ現在裁判が係属中でございますので……（階委員「答えていないぞ」と呼ぶ）現在裁判が係属中でございますので、御指摘のファイルにつきまして御提出することは裁判に影響を及ぼし得るものと考えておまして、そのために控えさせていただいているところでございます。（発言する者あり）

○越智委員長 財務省大鹿局長、端的に教えてください。

○大鹿政府参考人 裁判に影響を及ぼし得るものと考えております。

とめて公表したとおりでありますことから、そのような回答を行ったものでありまして、裁判に影響がないとかといったところまで主張したものはございませんし、裁判への影響を念頭に置いているものでもございません。

その上で、委員は、この訴訟の早期終結は原告にとってよい影響をもたらすというふうには主張されているんだと思えますけれども、訴訟の一方当事者である国といたしましては、訴訟外において存否を含めて回答すること自体が、先ほど来申し上げますとおり、裁判に何らかの影響を及ぼしかねない、それは不当な影響を及ぼすものになり得るというふうを考えておりまして、現在のような対応を取っているというふうには御理解をいただきたいと思います。

○階委員 全く納得いかないし、そもそも、存否すら国会に答えられないってどういうことなんですか。存否すら答えなかった過去の例って、調査局長、ありますか。

民事訴訟の係属中に実施された予備的調査で、資料の提出を求められた場合に、資料の存否すら答えなかった例、過去にあるのかどうか、調査局長、お答えください。

○佐野調査局長 お答えいたします。

これまで実施されました全ての予備的調査につきまして、民事訴訟が係属していたか否かを確認することは困難でございますけれども、今回の森友問題に係る予備的調査以外で、これまで、民事訴訟が係属していたことを報道により確認できた予備的調査が二件ございました。

当該二件の予備的調査におきましては、調査局からの資料提供の協力要請に対しまして、資料の存否について回答を差し控えたこととした事例はございませんでした。

○階委員 やはり、このことから明らかなんです。皆さん、都合の悪いことは全部隠そうとしているわけでしょう。

でも、理財局長、あなたは重要な答弁ミスをしているんです。

私、さっき読み上げたところ、気づきましたか。六ページ目、下から五、六行目のところ。現在裁判が係属中でございますので、御指摘のファイルにつきまして御提出することは裁判に影響を及ぼし得る。これ、存在することを前提に答えているじゃないですか。もう言っていますよ。もう影響はありませんよ、こう言っているんだから。だったら、もう存在は明らかにすればいいじゃないですか。こういう話ですよ。もうやめてください、こんな時間の無駄遣いを我々にさせるのは。本当に再発を防ぎたいのであれば、こういうことを、ちやんとうみを出して、やはり真相を明らかにする、これが大事でしょう。財務大臣、今私が申し上げたとおり、理財局長も存在は認めているんですよ。さらに、今日お配りしている八ページ目は、これは問題になった週刊誌の記事で、この赤木ファイルの存在を裏づける、亡き赤木氏の上司、池田さんという方の言葉、これが、傍線を引いておられますところ、これを読んでいただくと、具体的な描写ですね。存在していなければこんなことは言えないわけですよ。絶対に存在しているわけです。

大臣、良心を發揮して、ここでは赤木ファイルの存在を認めるべきではないですか。せめてそれぐらい言えるでしょう。大臣に聞いています。大臣に聞いています。存在を認めてください。大臣に聞いています。大臣、お願いします。

○麻生国務大臣 御意見として伺っておきます。○階委員 意見じゃないんです。質問しているんですよ、存在を認めるべきではないかと。理財局長も認めているんだから。存在を認められないんですか。存在を認められないんですか。お答えください。

○大鹿政府参考人 お答えさせていただきます。今委員が資料としてお配りしたところの答弁、私の答弁でありますので、これについてお答えしたいと思えますけれども、この資料の中にも記載がありますとおり、先日、二月十六日の質疑におきましては、委員から、ここに下線部で引いていただいていますけれども、裁判では、影響を与えないから出す必要がないと言いながら、国会では、裁判に不当な影響が及ぶということを理由に出さない、どっちなのか、出すことは裁判に影響があるのかどうか、端的に答える、このように迫られたことに対しまして、その設問の枠組みの中で端的にお答えしたものでありまして、提出するというのは、存否も含めて回答する、明らかにするという意味で、私の言葉の使い方も悪かったと思えますけれども。

この点につきましては、これまでも、またそのときの前後の質疑においても、一貫してそのよう

にお答えをしているところであります。

○階委員 そんなことは聞いていないから。

大臣、これ、存在は認めてください。認めてください。いかがですか。

○麻生国務大臣 これも前に度々答弁をさせていただいたと思うんですけども、存否を含めて、コメントすることはありませんと申し上げました。

○階委員 だから、それがおかしいから聞いているわけですよ。

これほど迫真性のある赤木さんの上司の言葉が録音テープでちゃんと収められているわけですよ。かつ、理財局長も、今いるいる言い訳してしましたけれども、この場で、存在することを前提に答弁しているわけですよ。存在は認めざるを得ないでしょう。

どうぞ、存在を認めてください。既にお答えしたとおりじゃないですよ。これは新たな事実に基づいて質問していますから、既にお答えしていません。新たに聞いています。お答えください。

○麻生国務大臣 今答弁を申し上げたとおりでありまして、新たな御質問なんですよ。けれども、新たに今と同様の答弁をさせていただきます。存否を含めて、お答えすることはできません。

○階委員 それで恥ずかしくないですかね、赤木さんに。

私は、赤木さん、本当に、財務省だけではなくて国家公務員のかがみのような方だと思いますよ、特に倫理観という意味においては。

今日、私、ここにずっと掲げておりますけれども、これは実は、生前、赤木さんがずっと持って

いたものなんです。これだけぼろぼろになっていきますね。それだけ、単に財布の奥にしまっただけじゃなくて、さつき理財局長のはびかびかでしたけれどもね、いつもらったのか分からないけれども、これは多分、平成二十二年からずっと、事あるごとに見返して、自分はこれに照らして間違いないことをしているかどうか、チェックしていたんだと思います。まさにセルフチェックしていたわけですよ。まさに国家公務員のかがみですよ。

こういった方が、公文書改ざんを迫られ、そして、やむにやまれずそれに応じて、自責の念に駆られて亡くなっている。これは、財務省にとっても官僚組織全体にとつても、宝を失ったようなものですよ。本当にそういう思いがあるのであれば、今のよう答弁というのはあり得ないと思いますよ。赤木さんに対して失礼じゃないですか。

まずは、財務大臣は存在を認めてくださいよ。存在を認めてください。同じことの繰り返しではいつまでたつても赤木さんは報われないですよ。そして、私は、この赤木ファイルは大臣こそ見るべきだと思いますよ。ここには、事件がなぜ起きたのか、そしてどうしたら再発を防げるのか、貴重ないろいろなが書いてあると思いますよ。

大臣だったら真つ先にそれを見るべきではないですか。

どうですか、大臣、お答えください。

○麻生国務大臣 見てみるべきですかという御質問ですか。それが今の御質問ですね。検討させていただきます。

○階委員 検討していただけるといことは、あるということをお認めになつていてということではないですか。間接的に、あるということをお認めたということではないですか。

○麻生国務大臣 あるかないかが分からないから検討させていただきますと、そういうことで……（発言する者あり）だから、分からないもの。あるかないか分からないんだから。だから、それ以上お答えがないじゃないですか。

○階委員 であれば、至急調べてくださいよ。このような人物がなぜ命を絶つたのか。これは、財務大臣にしてみると、これほど優秀な真面目な部下を失っているわけだから、普通の会社だったらトップの人は、それこそ墓参りにも行きますし、この人がどうして亡くなったのか、まず真つ先に調べたいと思いますね。

存否が明らかでないとおっしゃいましたけれども、だったら、至急調べるべきじゃないですか。至急存否を調べて、それで赤木ファイルを見ていただきたいんですけども。それは、至急存否の調査をするということではないですか。いや、大臣に聞いています。大臣に聞いていますよ。

○大鹿政府参考人 恐縮ですが、先ほどの答弁の補足ということで御理解いただきたいと思っております。現在、国家賠償請求訴訟が係属中でありまして、お答えしておりますとおり、私どもとしては、訴訟の過程において対応を検討すべきであるというふうな考えているところであります。

○階委員 大臣に聞いていますよ。

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」

改正のポイント

(令和3年1月29日公表)

- 今般の改正に当たっては、将来にわたる公務のサステナビリティを確保し、政策や行政サービスの質の向上を図るため、「業務の効率化・デジタル化の推進」と「マネジメント改革」を、今後の働き方改革の主軸として取組を拡充
- 「ワークライフバランス推進のための働き方改革」と「女性の活躍推進のための改革」を2つの柱に、性別や年代、時間制約の有無等を問わず全ての職員が、いかなる環境下においても、責任と誇りを持って生き生きと働ける職場環境作りに取り組む

課題認識 将来にわたる公務のサステナビリティの危機

- ① 国家公務員採用試験(※1) 申込者数「半減」
- ② 若手職員(※2)の自己都合退職者数「6年で4倍以上」
- ③ 若手男性職員の「7人に1人」が早期離職意向
<理由> もっと自己成長できる魅力的な仕事に就きたい
長時間労働等で仕事と家庭の両立困難

- ④ 月の平均在庁時間(令和2年10・11月)
・職員全体「4割近くが45時間超」、
「100時間超も3,000人」
・若手職員(※1)の
「3人に2人が45時間超」

- ⑤ 令和2年4・5月の出勤回避
・本省8割、地方7割の職員が「週1回以上のテレワーク・在宅勤務」を実施
・上記実施時に本省6割、地方7割強の職員が生産性低下を実感

(※1) I種・総合職
(※2) (※1)のうち行(一)のみ

対応の方向性(改正のポイント)

業務効率化・デジタル化の推進

- ① 業務の廃止を含めた業務見直し・効率化
・業務の廃止を含めた業務見直しを幹部・管理職の職責として明確化
・「業務見直しの進め方」(令和元年12月業務の抜本見直しチーム)を踏まえた見直し
・押印・書面・対面の見直し、ICTや外部委託を活用した定型業務の効率化 等
- ② テレワークの推進
・ハード環境(回線等)と実施環境(資料電子化等)の整備
・テレワーク時の業務分担適正化等マネジメント改革の推進 等
- ③ 国会業務の効率化
・先行事例の横展開やICTを活用した答弁作成プロセスの効率化 等

「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく「テレワーク推進計画」の策定

マネジメント改革

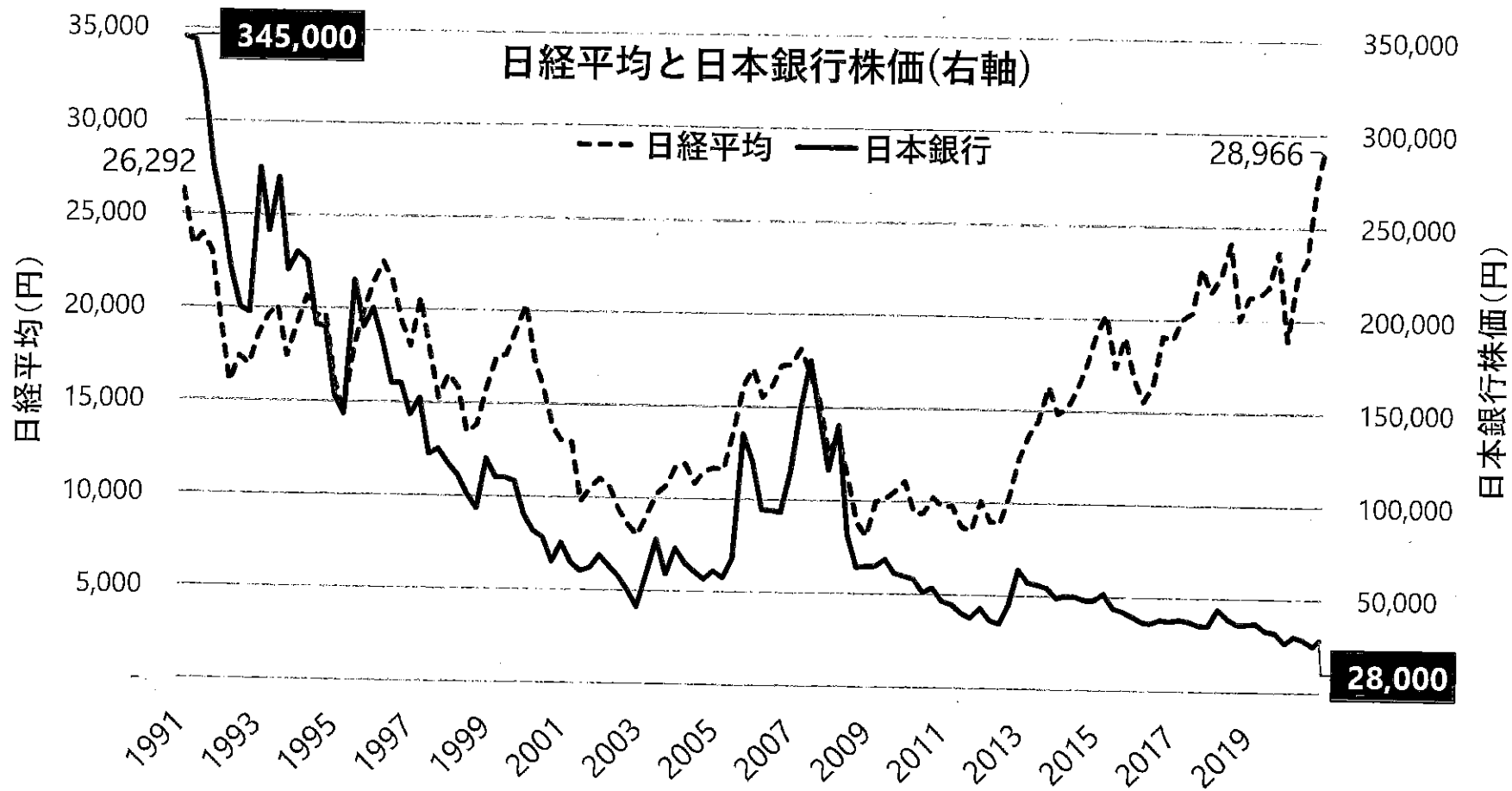
- ① 職員のやりがい向上も踏まえた管理職のマネジメント向上
・管理職のマネジメントに必要な能力や手法を整理し、共有
・管理職に組織運営・部下育成に重点化したマネジメント研修を義務付け
・人事評価において、マネジメント・人材育成の取組を評価 等
- ② 人材育成における人事当局の役割発揮(上司との協力を含む)
・上司と部下の定期的なキャリア面談の実施、上司と人事当局による人材育成
・省内外公募制等の“手上げ機会”の拡大 等
- ③ エンゲージメント等の定期的な調査
・職員のエンゲージメントや職場環境を定期的に調査し、改善に反映

- ④ 勤務時間管理のシステム化と勤務時間管理の徹底
・勤務時間を「見える化」し、管理職の業務・組織マネジメント(業務改善、超過勤務縮減等)に活用

【両立支援】多様な人材の活躍を推進する観点から、仕事との両立を図る対象を「家庭生活」からより広く「生活」全般と捉えて両立を支援。男性の育児参画も継続推進

【女性活躍】上記に加え、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)等を踏まえて、女性の採用、登用の拡大に向けた計画的育成等、息の長い取組を継続・拡充

出典:「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」改正のポイント(令和3年1月29日公表)内閣人事局作成
令和3年3月2日(火)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)



出典：衆議院議員 階 猛 事務所作成資料

令和3年3月2日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）